

第34回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月15日(水) 午前9時30分から午前10時30分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員 (21人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一 (会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
7番	福原	英樹
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員 (1人)

農地利用最適化推進委員

7番 福原 英樹

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

- | | | |
|----|------|---|
| 議案 | 第1号 | 光市農業委員会事務局設置規程の一部改正について |
| 議案 | 第2号 | 市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の一部改正について |
| 議案 | 第3号 | 平成22年光市農業委員会告示第2号の廃止について |
| 議案 | 第4号 | 光市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程(平成16年光市農業委員会告示第7号)の廃止について |
| 議案 | 第5号 | 農地法第3条許可申請に対する許可決定について |
| 議案 | 第6号 | 農地法第4条転用許可申請に対する許可決定について |
| 議案 | 第7号 | 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について |
| 議案 | 第8号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について |
| 議案 | 第9号 | 特定農地貸付の変更に係る承認について |
| 議案 | 第10号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について |
| 議案 | 第11号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について |
| 報告 | 第1号 | 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について |
| 報告 | 第2号 | 非農地証明について |
| 報告 | 第3号 | 水田埋立による畑地造成報告について |

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 太田 隆一 |
| 農地係長 | 松原 耕二 |
| 農政振興係長 | 寺尾 貴志 |

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第35回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、3番 出穂 真奈美 委員、4番 小林 勉 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは、総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「光市農業委員会事務局設置規程の一部改正について」です。

先にお送りしております別紙の1ページ、議案第1号をごらんください。

これは農地法の一部改正により、光市農業委員会事務局設置規程において引用している農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の号のずれが生じるため、第8号を第7号に、第7号を第6号に改めるものです。

なお、みなさんの議決をいただいた後、一部改正について4月1日までに告示を行う予定です。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局

つづいて、議案第2号「市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の一部改正について」です。

別紙の5ページ、議案第2号をごらんください。

これは議案第1号と同様に農地法の一部改正により、市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規において引用している農地法の号にずれが生じるため、第8号を第7号に、第7号を第6号に改めるものです。

なお、みなさんの議決をいただいた後、一部改正について4月1日までに告示を行う予定です。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第3号「平成22年光市農業委員会告示第2号の廃止について」です。

別紙の7ページ、議案第3号をごらんください。

こちらは農地法の一部改正により、農地法第3条第2項第5号は削除されることとなり、改正法の施行日である令和5年4月1日以降、「平成22年光市農業委員会告示第2号」はその効力が失われるため、平成22年の告示第2号を廃止するものです。

なお、みなさんの議決をいただいた後、告示の廃止について4月1日付けで告示を行う予定です。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第4号「光市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の廃止について」です。

別紙の9ページ、議案第4号をごらんください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日に施行され、地方公共団体の個人情報保護制度について法による規律に一元化されることに伴い、農業委員会で定めていた「光市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程（平成16年光市農業委員会告示第7号）」の効力が失われるため、平成16年の告示第7号を廃止するものです。

なお、みなさんの議決をいただいた後、告示の廃止について4月1日までに告示を行う予定です。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第5号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。
今月の申請は1件です。

議案の1ページ議案第5号と、A4横の「3月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページ、農地法第3条番号1-1と番号1-2を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、ご説明いたします。

今回の申請は農地の贈与で、申請農地は小周防地区内にあり、周防出張所の西約500mに位置する2筆で、地目はいずれも田、面積は774㎡と2,065㎡です。

申請理由ですが、今回贈与される農地は、昨年まで他の担い手が耕作していましたが、今回利用権を更新しないこととなったため、譲渡し人が次の耕作者を探していたところ、この度、隣接地を耕作している譲受人との間で、当該農地の贈与について合意に至り、農地の継承を行うため申請があったものです。

つづきまして、机に配布しておりますA4縦の「議案第5、6、7号参考資料」の1ページをご覧ください。

参考資料の1ページ「農地法第3条許可申請について」ですが、(3)農地の権利移動の制限について、各号の説明をいたします。

まず、(3)のア第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回贈与される農地は、譲受人の現在耕作している水田に隣接しており、営農計画書によれば引き続き水田として耕作を予定されています。また、申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ありません。

つづいて、イ第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。本件は個人の権利取得であり問題ありません。

つづいて、ウ第3号の「信託要件」についてです。今回は信託ではないので問題ありません。

エ第4号の「農作業常時従事要件」についてです。提出された営農計画書から、譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みで、問題ありません。

つづいて2ページをご覧ください

オ第5号の「下限面積要件」です。譲受人は現時点で8,637㎡の農地を耕作中であり、今回譲り受ける農地2,839㎡を加えた11,476㎡を耕作予定としており、本市の下限面積要件である30アール、3,000㎡以上となるため問題ありません。

つづいて、カ第6号の「転貸禁止要件」です。今回は本人が耕作予定であるため、該当しません。

つづいて、キ第7号の「地域調和要件」です。提出された営農計画書から見て、周辺農地に支障は生じないため問題ありません。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては5番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明をお願いします。

5番 説明のとおり問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第6号「農地法第4条許可申請に対する許可決定について」です。
今月の申請は1件です。

総会議案の1ページとあわせてA4横の「3月分 光市農業委員会議案位置図」の3ページと4ページ、農地法第4条番号1-1と番号1-2を併せてご覧いただけたらと思います。

今回の申請農地は小周防地区内にあり、周防出張所の南西約700mに位置する2筆で、地目は田と畑、面積は842㎡と573㎡です。

申請地については、申請者が休耕としており除草などの管理ができないため貸資材置場とするため農地転用の申請がされたものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

つづきまして、「議案第5, 6, 7号参考資料」の3ページ中ほど(3)をご覧ください。

ア立地基準の(ア)「農地の区分」についてです。当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。第2種農地については他の農地で代替ができない場合は転用可能で、今回については自己の所有する農地のうち、他の農地へ影響がないもので且つ道路に隣接して使い勝手の良い土地を貸資材置場に農地転用するため問題ありません。

なお、今回については、農地転用許可前に違反転用されており、始末書を提出されております。違反転用の時期は昨年末で、農地転用手続きが遅れた理由としましては、当初申請者が高齢の母親のために自宅の改築目的で隣接農地を工事関係車両用地とする計画をたて農地転用を予定していたところ、その母親が急に亡くなられ、農地所有者であった母親から申請者への相続手続きに時間を要したことなどの諸事情により、農地転用手続きが遅れ先に工事がされてしまった事案です。今回は農地転用申請地が、通常通り事前に申請が出されていれば転用が許可されていたと想定される農地であり、また、今後はこういったことがないようにする旨の始末書の提出があったことから許可申請を受け付けたものです。現在は一旦設置した擁壁パネルを外して許可が出るまでは必要最低限の使用に限定してもらっています。

それでは、今見ていただいている参考資料の4ページをご覧ください。

ここからは、イ一般基準についてです。

まず、(ア)「転用の目的」ですが、今回は貸資材置場のためということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書等から、問題ありません。

次に、(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地台帳を確認しましたが貸借等の関係もなく、これには該当いたしません。

つづいて、(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当する許可等はありません。

次は(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回の申請は対象地全体を貸資材置場にする予定であり、問題ありません。

次に、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

つづいて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、事業計画書・被害防除計画書の内容等から判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、地区担当である5番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明をお願いします。

5番 申請地について、重機が入って作業していたことから、当初は土を入れて畑に変更するのかと思っていましたが、途中からそうではなく資材置場に変更しようとしているのが分かり、事務局に報告し、今回の申請を出してもらいました。他は説明のとおり問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第7号「農地法第5条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は6件です。議案第7号の番号1についてご説明いたします。総会議案の1ページとあわせてA4横の「位置図」の5ページと6ページ、農地法第5条番号1-1と番号1-2を議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。今回の申請は、売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。申請者ですが、譲受人は光市に居住する個人で、譲渡人は神戸市にお住いの個人です。申請のあった土地は、大字小周防地区内の、周防出張所の西約500mに位置する1筆で、登記地目は畑、面積は121㎡です。譲受人は申請地を購入予定で、対象地については「貸駐車場」とする予定です。譲渡人が遠方に住まれ農地の管理に苦慮されていた当該農地について、譲受人が隣接地に居住予定の娘さん家族の利用する駐車場にするためとして、売買について合意に至ったものです。

つづきまして、「議案第5, 6, 7号参考資料」の5ページの(3)をご覧ください。

まず、ア立地基準の(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。今回については、譲請人が隣接地に居住予定の娘さん家族が利用するための駐車場として貸す予定であり、問題ございません。

つづいて、イ一般基準の(ア)「転用の目的」ですが、「貸駐車場」とする予定であり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

つづいて、6ページをごらんください。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、ほかに一体で利用する土地はなく、問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

つづいて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、事業計画書等から周辺の地への影響はなく問題ございません。

なお、対象農地と道路との間に埋設された排水路があるため、排水路について影響を及ぼさないようするよう許可の条件に追加することとしたいと考えております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、5番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 5番委員、補足説明をお願いします。

5番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第7号の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第7号の番号1は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局

つづいて、議案第7号の番号2についてご説明いたします。

それでは、総会議案の2ページとあわせてA4横の「位置図」の7ページと8ページ、農地法第5条番号2-1と番号2-2を議案の説明と併せてご覧ください。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島市に本社のある法人で、譲渡人は光市に居住する個人です。

申請のあった土地は、中島田地区内の、三島出張所の南西約1.3kmに位置する1筆で、地目は田、面積は1,716㎡、現在は休耕地となっております。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「太陽光発電設備」を設置予定です。譲渡人が農地の管理に苦慮し休耕となっていた当該農地について、太陽光発電事業の拡大を計画し、新たな用地を探していた譲受人との間で、売買の合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

つづきまして、「議案第5, 6, 7号参考資料」の7ページの(3)をご覧ください。

まず、ア立地基準の(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。今回については、譲渡人が候補地を複数検討した結果、最も条件のよい当該農地選択しており、問題ございません。

ここからは、イ一般基準の(ア)「転用の目的」ですが、「太陽光発電設備」を設置予定ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

つづいて、8ページをごらんください

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、A4横「位置図」の8ページをご覧ください。8ページ右下の「申請地拡大図」を見ていただきますと、今回許可申請があった土地の北東部分に防火水槽ございますが、譲渡人が事前に消防本部と協議をされ、消防作業スペースを含めて確保し残す計画とされており問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

つづいて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「太陽光発電設備」としての利用であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

なお、近隣に住居があるため、太陽光パネル設置に伴う反射光の影響について譲受人に確認したところ、角度的に影響はないとの回答をもらっております。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、7番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 7番委員、補足説明をお願いします。

7番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第7号の番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号の番号2は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第7号の番号3から6について、譲受人が同一であることから一括してご説明いたします。

それでは、総会議案の2ページとあわせてA4横の「位置図」の9ページから12ページを、議案の説明と併せてご覧ください。

今回の申請は売買による所有権移転に伴う転用許可申請となっております。

番号3から6の申請者ですが、譲受人はいずれも同一で光市内に本社のある法人です。譲渡人のうち番号3は下関市在住の個人、番号4、5、6は光市内在住の個人です。

申請のあった土地は、大字立野地内の、周防出張所の南西1kmに位置する4筆で、地目はいずれも田、面積は805㎡、1,211㎡、353㎡、281㎡となっています。

なお、番号4、5、6は隣接しており、その南約50mの位置に番号3があります。

譲受人は申請地を購入予定で、農地転用対象地については「資材置場及び駐車場」として利用予定です。4人の譲渡人の方が農地の管理に苦慮しておられた当該農地について、事業拡張のため新たな用地を探していた譲受人との間で、売買の合意に至ったものです。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。
つきまして「議案第5、6、7号参考資料」の9ページの(3)をご覧ください。

まずア立地基準の(ア)「農地の区分」についてですが、当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地となります。

なお、第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可能で、今回については譲請人が候補地を複数検討した結果、当該農地を選択しており、問題ございません。

つづいて、イ一般基準の(ア)「転用の目的」ですが、「資材置場及び駐車場」として利用予定ということであり、問題ありません。

次に、(イ)「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

(ウ)「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

(エ)「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

つづいて、10ページをごらんください

次に、(オ)「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は、(カ)「一体利用地の利用見込み」についてですが、申請地を一体として利用することについて問題ありません。

さらに、(キ)「計画面積の妥当性」についてですが、事業計画書等から判断し、適当です。

つづいて、(ク)「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が「資材置場及び駐車場」としての利用であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、これらの農地について、現所有者の一部から、資材置場以外にする可能性があるとの情報が本日入りましたため、申請手続きを代理している行政書士事務所に確認を取りましたところ、現時点では資材置場にする許可をそのまま出してほしい旨の回答があり、本日この場に諮っております。資材置場として利用するための工事終了後の完了報告が出される前に他の用途に変更する場合は、農地転用の変更申請もしくは一旦取り下げ申請後に再度転用許可申請が必要となる旨を伝えて行政書士事務所に了承を得ています。

この件につきましては、1番委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

1番委員、補足説明をお願いします。

1番

特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

2番 一旦資材置場で許可した後、宅地等にするのに何年間か制限はありますか。

事務局 一定期間ほかの目的への転用を認めないということなく、工事完了後に申請のとおり
の完了報告が提出されて適正に受理されたのちは、他の用途への変更は制限があり
ません。

2番 前にも聞きましたが、今回の譲受人は不動産業者だと思いますが、資材置場に変更
したあとに宅地にするのは防げないのでしょうか。

事務局 農地転用について申請内容が適正であれば、申請を受け付けた上で総会に諮りま
す。適正な申請が出た場合には許可を出さない理由がないということとなります。
農業委員会としましては、農地転用許可を出した目的に一度も転用をしないまま他
の目的に転用した場合であれば、許可内容に対する違反として対応が可能です。

議長 他にありませんか。

ないようですので採決いたします。議案第7号の番号3から6について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第7号の番号3から6は原案のとおり決定いたしました。
ここで議案8号に入る前に、議案の利害関係者となる、小林委員と田村尚利委員に
ついては一旦退室をお願いします。

(退室)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農
用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙のA4横の「議案第8号番号1(旧光地域)」の「光市農用地利用集積計画
書」をお願いします。こちらの裏面をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

内容につきましては、新規が16筆で面積27,627㎡、更新が84筆116,134㎡、合
計100筆143,761㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりで
ございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の要件を満たしております。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第8号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号1は原案のとおり決定いたしました。ここで利害関係者の入室をお願いします。

(入室)

議長 退室された委員に報告します。議案第8号番号1は原案のとおり決定いたしました。

議案8号の番号2に入る前に、議案の利害関係者となる、山本委員、西岡委員、出穂委員は一旦退室をお願いします。

(退席)

議長 つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 別紙のA4横の「議案第8号番号2(旧大和地域)」の「光市農用地利用集積計画書」をお願いします。こちらの裏面をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

内容につきましては、新規が8筆で面積13,488㎡、更新が50筆77,804㎡、合計58筆91,292㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

事務局からは以上です。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

議長

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第8号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号番号2は原案のとおり決定いたしました。
ここで利害関係者の入室をお願いします。

(入室)

議長 退室された委員に報告します。議案第8号番号2は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 つづいて、議案第9号「特定農地貸付の変更に係る承認について」説明いたします。

お送りしておりました別紙の11と12ページになります、まず12ページの議案第9号参考資料をごらんください。

「特定農地貸付」とは、12ページの1の(1)にありますとおり、本来農地の貸し借りは農業委員会の3条許可や利用権の承認が必要ですが、農協などがファミリー農園などの趣味的な農地の貸し付けをしたい場合、農業委員会があらかじめ「特定農地貸付」について承認すれば、農業委員会の許可を省略して農地の貸し借りを行える制度です。

それでは、別紙の11ページをご覧ください。

今回、山口県農業協同組合、JA山口県が既に届け出て農業委員会が承認している特定農地のうち、変更前の一番下の段、室積大町の「光市ファミリー農園室積第3農園」について、令和5年3月末日でJA山口県と「室積第3農園」の利用者との契約が全て満了することから、特定農地から「室積第3農園」を除く旨の変更届出書が提出されたものです。

なお、議案について議決が得られましたら、令和5年4月1日付けで変更について承認された旨について通知することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 異議がないようですので採決いたします。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。
つづいて事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第 10 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について」説明いたします。

議案第 10 号をお配りしておりますが、議案第 10 号の参考資料、1 枚の表裏印刷の方を見ていただきたいと思えます

2 月の総会にて、指針（案）を提示し、皆様からご意見等をいただきました。

ご意見は 2 点ありまして、1 点目は、1 ページの「第 1 基本的な考え方」の表記と、2 点目は、2 ページの表上と下の表についてです。皆様からのご意見を勘案し、これらを一部修正しましたので、その修正点を説明いたします。

まず、1 点目の文章についてですが、下線を引いていますが「まだまだ中小規模の個人経営の農家が多く存在している状況である。」といった表現が適切ではないとのご指摘を受けて、下段の文章のように、「光市においては、圃場整備が行われたエリアを中心に法人化や、農地の集積・集約化に取り組んでいるが、農業者の高齢化や後継者不足、圃場条件の悪さや販売価格の低迷などにより農業離れが進んでおり、次世代を担う農業従事者の育成や農業への新規参入の推進が求められている。また、遊休農地の発生がつづいており、その防止・解消に努めていく必要がある。」と修正いたしました。

次に、2 点目についてですが、上の遊休農地の表と下の集積目標の表とも、1 段目は現状値を記載することと、3 段目の右、令和 15 年の目標値については、それぞれ 2 月の総会にてご了承いただいています。

いただいたご意見は、目標を示した 2 つの表の間で数値が整合していない事に対するご意見でした。具体的には、遊休農地面積が変われば、管内の農地面積も変わってくるのではないかとのご指摘でした。

これについては、事務局内でご意見を踏まえて様々な点から検討し、結論としましては、3 年後、10 年後の農地面積は現状と同じ面積としました。

この結論に至った経緯として、前回も同様の説明をしましたが、農業委員会としては農地を守るといった立場から、農地の面積が減少していく目標を立てる事が難しい、適当ではないこと。

また、平成 30 年作成の指針においても、今回と同様に管内の農地面積を、同一の面積としていること。

なお、この指針案を事前に県に確認いただき、問題ないことのご了承を得ております。

こうしたことから、前回提案させていただいた形とさせていただきたいと思えます。

それと、上下ともに修正前と修正後の左側の農地の面積を比べていただくとお分かりと思いますが、前回と今回で面積が若干変わっています。これは、直近の数値が分かりましたので、置き換えたものです。

それともう一点、下の修正後と修正前の表を見比べていただくと、修正前は「管内の農地面積（A）」としていたものを、分かりよい表記とするため、修正後は「管内の耕地面積（A）」と変更しています。

説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 11 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」についてご説明します。

まず、「最適化活動の目標の設定等」は、令和 3 年度まで作成しておりました「目標及びその達成に向けた活動計画」に代わるものでございます。

例年 5 月の総会にてお諮り頂いておりましたが、国より、毎年度 3 月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定するよう指示があったため、本総会でお諮りするものです。

なお、数値の一部について集計値が確定していないものがございましたため、数値が確定し次第、修正をおこなうこととしております。

それでは、お配りしております「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」をご覧ください。

1 ページの「Ⅰ 農業委員会の状況」についてです。

1 の「農業委員会の現在の体制」については、委員の定数、実数の内訳等を記載し、2 の「農家・農地等の概要」については、現状値を記載しております。

次に、1 枚めくっていただき、2 ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。

まず、1 の最適化活動の成果目標についてです。管内の農地面積は 830 h a、これまでの集積面積は 293 h a、集積率は、35.3%です。

次に、②の目標についてですが、農地の集積の目標年度及び、集積率は、先ほどご議決賜りました「議案第 10 号、農地等の利用の最適化の促進に関する指針」に合わせた数値を記載しております。

今年度の新規集積面積については、目標集積率 50%から逆算した 12.2ha を 1 年間の目標とし、今年度末の集積面積は、これまでの集積面積 293ha に 12.2ha を上乗せした 305.2ha としております。今年度末の集積率は 36.8%です。

次に、(2) 遊休農地の解消についてです。①の現状及び課題につきましては、今年度の農地パトロールの結果に基づき面積を記載しております。

次に、②の目標、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消及び b 黄色区分の遊休農地の解消につきましては、令和 3 年度の農地パトロール結果に基づいた面積を記載しております。

また、イ新規発生遊休農地の解消については、28.1ha の 3 分の 1 程度の面積である 10ha としています。

次に、3ページの(3)新規参入の促進についてです。

①の現状及び課題について及び、②の目標に記載した数値につきましては、記載のとおりです。

また、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する面積につきましては、平均値の1割以上の数値を記載することとなっておりますことから、1割に相当する面積4.44haとしています。

次に、2最適化活動の活動目標、(1)推進員等が最適活動を行う日数目標についてです。

表中の1月当たりの活動日数につきましては、昨年度と同じ6日としました。

なお、昨年4月から活動記録簿の提出をお願いしておりますが、本目標値の確認に使用することからもれなく記録し、毎月提出していただきますようお願いいたします。

次に、(2)活動強化月間の設定目標については表に記載のとおりです。

最後に、(3)新規参入相談会への参加目標についてですが、相談会の参加回数は1回、開始時期、相談会名、開催場所については未定としておりますが、参加者数につきましては3人程度とさせていただきました。

事務局としましては、本議案がご既決賜りましたのち、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」として県に提出するとともに、市のホームページに掲載をさせていただきたいと考えております。

また、文言等に軽微な修正がございましたら、事務局にて修正をさせていただきたいと存じます。

併せてご了承いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

9番

1人当たりの活動日数を6日に設定した理由を教えてください。

事務局

6日間に設定した理由につきましては、国の示す目標の設定等の策定要領に最低6日間とあることから、昨年と同じ日数である6日と設定しました。また、昨年県に報告した月当たりの活動平均日数が2日に満たないものであったことも6日と設定した理由です。

提出された活動記録簿を確認すると、月6日以上活動している方もおられれば、そうでない方もおられます。また、活動記録簿の提出がない方もおられます。

そういったことから、先ほどの議案説明でも、活動記録簿は目標値の確認のため、漏れなく記入し、毎月提出していただくようご説明させていただいたところです。

あらためてお願いですが、どんな小さな活動でも結構ですので、活動記録簿に忘れず記載していただきことと、毎月欠かさず事務局に提出するよう習慣づけていただければ、目標値はクリアできると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので採決いたします。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項の 1 号から 3 号を一括して説明いたします。議案の 4 ページをご覧ください。まず、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。今回届出の件数は 3 件でした。内容については記載のとおりでございます。なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて、報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願の件数は 4 件でした。

内容については記載のとおりです。

4 件それぞれについて、地区担当の委員さんを含め 3 名の委員さんと、事務局 1 名による調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

つづいて、報告第 3 号「水田埋め立てによる畑地造成報告について」です。

今回届出の件数は 1 件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

事務局からの説明は以上です。

議長 只今の報告第 1 号から第 3 号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第 34 回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和5年3月15日開催の第34回光市農業委員会総会の議事録である。

令和5年 月 日

光市農業委員会 会長

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員

光市農業委員